

30川監公第12号

平成30年12月10日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定により監査を行いましたので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺岡章二
同	植村京子
同	花輪孝一
同	山田益男

1 監査の種別

財政援助団体等監査

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

ア 社会福祉法人青い鳥

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、同障害者雇用・就労推進課)

(2) 出資団体

ア 公益財団法人川崎市公園緑地協会

(所管部局 建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

イ 公益財団法人川崎市消防防災指導公社

(所管部局 消防局予防部予防課)

ウ 公益財団法人川崎市学校給食会

(所管部局 教育委員会事務局健康給食推進室)

エ 公益財団法人川崎市生涯学習財団

(所管部局 教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

(3) 指定管理者

ア 社会福祉法人電機神奈川福祉センター

公の施設の名称 川崎市わーくす大師

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

イ 社会福祉法人育桜福祉会

公の施設の名称 川崎市わーくす高津

川崎市北部身体障害者福祉会館

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課、同障害福祉課)

ウ 社会福祉法人同愛会

公の施設の名称 中央療育センター

北部地域療育センター

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

エ 中部リハビリテーションセンター共同事業体

公の施設の名称 川崎市中部リハビリテーションセンター (井田障害者センター、井田日中活動センター、井田地域生活支援センター)

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

オ 麻生区内複合福祉施設共同事業体

公の施設の名称 川崎市北部リハビリテーションセンター (百合丘障害者センター、百合丘日中活動センター、百合丘地域生活支援センター)

(所管部局 健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

カ 一般社団法人富士見町開発公社

公の施設の名称 川崎市八ヶ岳少年自然の家

(所管部局 こども未来局青少年支援室)

キ 川崎市子ども夢パーク共同運営事業体

公の施設の名称 川崎市子ども夢パーク

(所管部局 こども未来局青少年支援室)

ク 川崎フロンターレ・東急コミュニティー共同事業体

公の施設の名称 富士見公園

(所管部局 建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

ケ 株式会社石勝エクステリア

公の施設の名称 川崎市緑化センター

大師公園

(所管部局 建設緑政局緑政部みどりの企画管理課、川崎区役所道路公園センター管理課)

コ とどろきスポーツ文化パートナーズ

公の施設の名称 川崎市とどろきアリーナ

(所管部局 中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

サ S E L F 高津スポーツセンター事業体

公の施設の名称 川崎市高津スポーツセンター

(所管部局 高津区役所まちづくり推進部地域振興課)

シ フクシ・ハリマ共同事業体

公の施設の名称 川崎市宮前スポーツセンター

(所管部局 宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

3 監査の範囲

主として平成29年度執行に係る出納その他の事務

4 監査の期間

平成30年8月31日から同年11月28日まで

5 監査の方法

財政援助団体は当該財政援助に係る出納その他の事務、出資団体は当該出資に係る出納その他の事務、公の施設の指定管理者は当該施設の指定管理に係る出納その他の事務が、関係法令に則り、適正かつ正確に執行されているか、また所管部局がこれらの団体に対して、効率的な運営などについて適切な指導監督等を行っているかについて、抽出により関係書類の審査を行うとともに、現地を調査し、関係者から説明を聴取した。

6 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次の

とおり改善措置を要する事項があった。これらの事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

(1) 財政援助団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 軽易な事項で改善を要するもの

(ア) 収支状況を明確にした報告を求めるべきもの

事業報告書に添付された補助金精算書の収支状況が不明確であった事例

(社会福祉法人青い鳥)

(健康福祉局障害保健福祉部障害者雇用・就労推進課)

(2) 出資団体及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 財務諸表等を適正に作成すべきもの

公益法人会計基準によると、財務諸表は、資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況に関する真実な内容を明瞭に表示するものでなければならないとされている。

公益財団法人川崎市生涯学習財団の財務諸表及びその関係書類をみるところ、収益事業の講座受講料が振り込まれる預金口座の事業年度末残高が貸借対照表及び財産目録に計上されていなかった。

市は、出資団体に対し、公益法人会計基準に基づき財務諸表等を適正に作成するよう指導されたい。

(公益財団法人川崎市生涯学習財団)

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

イ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 備品の管理を適正に行うべきもの

備品の一部が団体の出納簿に登載されていなかった事例

(公益財団法人川崎市公園緑地協会)

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

(イ) 固定資産の管理を適正に行うべきもの

固定資産の除却手続が行われていなかった事例

(公益財団法人川崎市生涯学習財団)

(教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課)

(ウ) 正確な資産の額を計上すべきもの

財務諸表及び財産目録において、満期保有目的の債券について償却原価法に基づく計算が誤っていた事例

(公益財団法人川崎市消防防災指導公社)

(消防局予防部予防課)

(エ) 退職給付引当金を適正に計上すべきもの

退職給付引当金について、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づく計上が行われていなかった事例

(公益財団法人川崎市学校給食会)

(教育委員会事務局健康給食推進室)

(3) 公の施設の指定管理者及び所管部局について改善措置を要する事項

ア 適正な年度区分で支出事務を行うべきもの

川崎市子ども夢パークの管理に関する基本協定書によると、川崎市子ども夢パークの管理業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとするとされている。

共同事業体の代表者から構成員に配分した分担金の執行状況をみたところ、翌年度に発注した物品及び工事に係る費用が当年度の費用として計上されていた。

市は、指定管理者に対し、適正な年度区分で支出事務を行うよう指

導されたい。

(川崎市子ども夢パーク共同運営事業体)

(こども未来局青少年支援室)

イ 施設管理を適切に行うべきもの

川崎市八ヶ岳少年自然の家の管理に関する基本協定書によると、指定管理者は、施設等について、利用者が安全かつ快適に利用できるように、適切に維持管理しなければならないとされている。

川崎市八ヶ岳少年自然の家における施設管理についてみたところ、次のような事例があった。

市は、指定管理者と協議の上、破損・故障箇所等への対応を図るとともに、指定管理者に対し、施設管理を適切に行うよう指導されたい。

(ア) 屋外トイレ内のブロック塀に建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第62条の8第5号に基づく控え壁が設けられていなかった事例

(イ) テラス階段の手すり部分が腐食し、また、基礎部分に穴が開いていた事例

(ウ) ベランダの手すりが老朽化し破損していた事例

(エ) 排煙設備が故障していた事例

(一般社団法人富士見町開発公社)

(こども未来局青少年支援室)

ウ 事業年度における支出を適正に把握すべきもの

社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号）によると、純資産のその他の積立金には、社会福祉法人が理事会の議決に基づき事業活動計算書の当期末繰越活動増減差額から積立金として積み立てた額を計上するものとされ、その他の積立金積立額及びその他の

積立金取崩額は、事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に記載するものとされている。

中央療育センター及び北部地域療育センターの収支報告書をみたところ、指定管理者は、事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に記載されているその他の積立金積立額を収支報告書の支出の部に計上し、市は、これを当該事業年度における支出として把握していた。

繰越活動増減差額の部に記載されている積立金積立額を指定管理業務に要した費用であるかのように収支報告書に支出として記載することは妥当ではない。市は、指定管理者と協議の上、事業年度における支出を適正に記載した収支報告書を提出するよう求められたい。

(社会福祉法人同愛会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

エ 指定管理業務に係る収支状況を適正に把握すべきもの

川崎市北部リハビリテーションセンターのうち、百合丘障害者センター及び百合丘日中活動センターの業務に係る事業計画書及び事業報告書をみたところ、指定管理者は、市内他の施設において市から受託して実施する事業に係る収入及び支出を指定管理業務に係る収入及び支出に算入して報告し、市は、これを指定管理業務に係る収入及び支出として把握していた。

市は、指定管理者に対し、指定管理業務に係る収入及び支出が適正に計上された事業計画書及び事業報告書を提出するよう求められたい。

(麻生区内複合福祉施設共同事業体)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

オ 正確な収支状況を報告すべきもの

収支報告の内容を確認したところ、次の事例があった。市は、指定

管理者に対し、適正な収支報告書を提出するよう求めるとともに、収支報告の確認を適切に行われたい。

(ア) 川崎市八ヶ岳少年自然の家の事例

- a 収支報告書において、指定管理料で実施した工事や、購入した器具・備品等について、誤って減価償却費が計上されていた。
- b 収支報告書を指定管理者の総勘定元帳と照合したところ、受取利息の記載に誤りがあった。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(こども未来局青少年支援室)

(イ) 川崎市子ども夢パークの事例

事業実施報告及び四半期報告における収支状況を確認したところ、利用者の実費負担により実施している指定管理業務に係る収益及び費用が計上されていなかった。

(川崎市子ども夢パーク共同運営事業体)

(こども未来局青少年支援室)

(ウ) 富士見公園の事例

年度事業報告書における収支状況を確認したところ、収入と費用について、それぞれ計算や集計が誤っていた。

(川崎フロンターレ・東急コミュニティー共同事業体)

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

(エ) 川崎市とどろきアリーナの事例

- a スポーツサウナ室改修工事の費用が報告されていなかった。
- b ガスの費用を12か月分で集計するところ、11か月分で集計されていた。
- c スポーツ用品販売収支の報告に当たり、収入と費用を相殺して、

差額収益のみ報告されていた。

d 消費税の端数処理などにより集計が誤っていた。

(とどろきスポーツ文化パートナーズ)

(中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

カ その他改善を要するもの

軽易な事項であるが、次のとおり改善措置を要する事例があった。

(ア) 指定管理施設における備品管理等を適正に行うべきもの

a 中央療育センターの事例

市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(社会福祉法人同愛会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

b 川崎市八ヶ岳少年自然の家の事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(一般社団法人富士見町開発公社)

(こども未来局青少年支援室)

c 川崎市子ども夢パークの事例

(a) 市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。

(b) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。

(c) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(川崎市子ども夢パーク共同運営事業体)

(こども未来局青少年支援室)

d 富士見公園の事例

- (a) 市の備品整理簿に登載されている備品が所在不明であった。
- (b) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。
- (c) 指定管理者に貸与した備品が年度協定書で規定している貸与備品一覧に登載されていなかった。

(川崎フロンターレ・東急コミュニティー共同事業体)

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

e 川崎市緑化センターの事例

- (a) 保管換えの手続が行われていなかった。
- (b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。
- (c) 指定管理者に貸与した備品が年度協定書で規定している貸与備品一覧に登載されていなかった。

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

f 大師公園の事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(川崎区役所道路公園センター管理課)

g 川崎市とどろきアリーナの事例

- (a) 市の備品整理簿に登載されている備品が廃棄により不存在であった。
- (b) 指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(とどろきスポーツ文化パートナーズ)

(中原区役所まちづくり推進部地域振興課)

h 川崎市宮前スポーツセンターの事例

指定管理料で購入した本市帰属備品が市の備品整理簿に登載されていなかった。

(フクシ・ハリマ共同事業体)

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

(イ) 寄附金等の取扱いを明確にすべきもの

a 川崎市わーくす高津の事例

寄附金及び謝礼金の取扱いが不明確となっていた。

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

b 川崎市北部身体障害者福祉会館の事例

寄附金及び寄贈物品の取扱いが不明確となっていた。

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(ウ) 業務の位置付けを明確にすべきもの

川崎市北部身体障害者福祉会館において、複写機及び公衆電話の管理業務が、協定書、仕様書等に定められておらず、業務の位置付けが不明確であった事例

(社会福祉法人育桜福祉会)

(健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課)

(エ) 実費徴収費用に係る手続を適正に行うべきもの

川崎市北部リハビリテーションセンターのうち、百合丘地域生活支援センターにおいて、市への届出が必要となる実費徴収費用について届出が行われていなかった事例

(麻生区内複合福祉施設共同事業体)

(健康福祉局障害保健福祉部障害計画課)

(オ) 拾得物の管理を適正に行うべきもの

川崎市子ども夢パークにおいて、拾得物が長期間保管されたまま
になっているなど、適正に管理されていなかった事例

(川崎市子ども夢パーク共同運営事業体)

(こども未来局青少年支援室)

(カ) 指定管理者の指定をした旨の告示を行うべきもの

富士見公園及び川崎市緑化センターにおいて、指定管理者の指定
をした旨の告示が行われていなかった事例

(建設緑政局緑政部みどりの企画管理課)

(キ) 収益又は費用を適正に計上すべきもの

a 川崎市高津スポーツセンターの事例

事業報告書において、委託費の計上に誤りがあった。

(SELF高津スポーツセンター事業体)

(高津区役所まちづくり推進部地域振興課)

b 川崎市宮前スポーツセンターの事例

(a) 事業報告書において、通信運搬費及び賃借料の記載に誤りが
あった。

(b) 事業報告書において、自主事業に係る収入の一部が自主事業
の収入として報告されていなかった。

(フクシ・ハリマ共同事業体)

(宮前区役所まちづくり推進部地域振興課)

参考資料

財政援助団体等監査の対象団体等の概要

1 財政援助団体

(補助金額は平成29年度)

(1) 社会福祉法人青い鳥

団体及び財政援助の概要

設立年月日	昭和41年9月21日
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。
財政援助の種類	補助金 3億9,006万円
主な補助金	川崎西部地域療育センター運営費補助金 3億4,316万円 川崎市障害者地域就労援助センター事業補助金 4,690万円

2 出資団体

(基本財産は平成30年3月31日現在)

(1) 公益財団法人川崎市公園緑地協会

団体の概要

設立年月日	昭和46年4月1日
設立目的	緑の保全と緑豊かな街づくりの推進及び公園緑地の円滑な運営を通して市民に健全な利用の促進を図り、潤いと安らぎのある街づくりを行うことによつて、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。
基本財産	1億3,100万円
本市の出捐状況	1億3,100万円(100%)

(2) 公益財団法人川崎市消防防災指導公社

団体の概要

設立年月日	平成4年12月1日
設立目的	消防防災に関する普及啓発及び調査研究並びに防災関係者に対する指導育成を行うことにより、火災その他の災害による生命及び財産の被害の軽減を図り、もつて公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。
基本財産	1億円
本市の出捐状況	1億円(100%)

(3) 公益財団法人川崎市学校給食会

団体の概要

設立年月日	昭和33年5月1日
設立目的	川崎市立学校の学校給食に関する事業を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与することを目的とする。
基本財産	100万円
本市の出捐状況	100万円(100%)

(4) 公益財団法人川崎市生涯学習財団

団体の概要

設立年月日	平成2年5月22日
設立目的	川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与することを目的とする。
基本財産	2億円
本市の出捐状況	2億円(100%)

3 指定管理者

(主な事業内容は平成30年3月31日現在、指定管理料は平成29年度)

(1) 社会福祉法人電機神奈川福祉センター

公の施設の名称 川崎市わーくす大師

施設の概要

設置目的	障害者に対し知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与するとともに、障害者に対する就労の機会の提供等を行い、もって障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市川崎区東門前1丁目11番6号
主な事業内容	1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第13項に規定する就労移行支援に関すること。 2 法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。 3 法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。 4 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	0円

(2) 社会福祉法人育桜福祉会

公の施設の名称 川崎市わーくす高津

川崎市北部身体障害者福祉会館

施設の概要

ア 川崎市わーくす高津

設置目的	障害者に対し知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与するとともに、障害者に対する就労の機会の提供等を行い、もって障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市高津区溝口1丁目18番16号
主な事業内容	1 法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。 2 法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。 3 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	0円

イ 川崎市北部身体障害者福祉会館

設置目的	身体障害者の自立更生を援助するとともに、身体障害者の福祉に係る地域活動を促進し、もって地域における身体障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市高津区溝口1丁目18番16号
主な事業内容	1 身体障害者の自立更生に必要な相談に応じ、助言又は指導を行うこと。 2 身体障害者の社会生活への適応を促進するための講習会、研修会等の実施に関すること。 3 法第5条第7項に規定する生活介護に関すること。 4 法第5条第14項に規定する就労継続支援に関すること。 5 法第5条第16項に規定する特定相談支援事業に関すること。 6 身体障害者福祉団体等の行う身体障害者の福祉に係る地域活動を促進するために必要な便宜を提供すること。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	2,860万円

(3) 社会福祉法人同愛会

公の施設の名称 中央療育センター

北部地域療育センター

施設の概要

ア 中央療育センター

設置目的	心身障害者（その疑いのある者を含む。以下同じ。）に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中原区井田3丁目16番1号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。 2 児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援に関すること。 3 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。 4 児童福祉法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。 5 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）及び心身障害の疑いのある児童（以下「障害児等」という。）に対する医学的、心理学的及び社会的な診断、治療、検査及び評価 6 障害児等に対する療育訓練及び指導 7 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供 8 児童福祉法第7条第2項に規定する障害児入所支援に関すること。 9 短期入所に関すること。 10 居宅において介護を行う者の疾病その他の理由により介護を必要とする障害児に対する昼間における排せつ又は食事の介護その他の便宜の供与に関すること。 11 施設入所支援に関すること。 12 生活介護に関すること。 13 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	5億5,999万円

イ 北部地域療育センター

設置目的	心身障害者に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市麻生区片平5丁目26番1号
主な事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童発達支援に関すること。 2 医療型児童発達支援に関すること。 3 保育所等訪問支援に関すること。 4 障害児相談支援、特定相談支援事業及び心身障害の疑いのある児童に対する相談に関すること。 5 障害児等医療支援 6 障害児等に対する療育訓練及び指導 7 地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供 8 その他設置目的を達成するために必要な業務に関すること。
指定期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
指定管理料	2億8,691万円

(4) 中部リハビリテーションセンター共同事業体

公の施設の名称 川崎市中心部リハビリテーションセンター（井田障害者センター、井田日中活動センター、井田地域生活支援センター）

施設の概要

設置目的	心身障害者に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市中心部区井田3丁目16番1号
主な事業内容	<p><井田障害者センター></p> <ol style="list-style-type: none">1 障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関する事。2 障害者に対する医学的、心理学的、社会的及び職能的な診断、治療、訓練、検査及び評価に関する事。3 障害者及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関する事。4 障害者に係る福祉用具の普及の促進に関する事。5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。 <p><井田日中活動センター></p> <ol style="list-style-type: none">1 生活介護に関する事。2 自立訓練に関する事。3 就労移行支援に関する事。4 就労継続支援に関する事。5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。 <p><井田地域生活支援センター></p> <ol style="list-style-type: none">1 一般相談支援事業に関する事。2 特定相談支援事業に関する事。3 法第5条第25項に規定する地域活動支援センターとしての業務4 市民相互の交流を促進するために施設を利用に供すること。5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	1億1,663万円

(5) 麻生区内複合福祉施設共同事業体

公の施設の名称 川崎市北部リハビリテーションセンター（百合丘障害者センター、百合丘日中活動センター、百合丘地域生活支援センター）

施設の概要

設置目的	心身障害者に対し専門的かつ総合的なリハビリテーションを行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図るため。
設置場所	川崎市麻生区百合丘2丁目8番地2
主な事業内容	<p><百合丘障害者センター></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 障害者及びその介護者に対する専門的な相談に関する事。 2 障害者に対する医学的、心理学的、社会学的及び職能的な診断、治療、訓練、検査及び評価に関する事。 3 障害者及びその介護者に対する介護方法の指導、健康指導その他の便宜の供与に関する事。 4 障害者に係る福祉用具の普及の促進に関する事。 5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。 <p><百合丘日中活動センター></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活介護に関する事。 2 自立訓練に関する事。 3 就労移行支援に関する事。 4 就労継続支援に関する事。 5 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。 <p><百合丘地域生活支援センター></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定相談支援事業に関する事。 2 法第5条第25項に規定する地域活動支援センターとしての業務 3 市民相互の交流を促進するために施設を利用に供すること。 4 その他設置目的を達成するために必要な業務に関する事。
指定期間	平成25年4月1日から平成30年3月31日まで（第2期） 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（第3期）
指定管理料	9,620万円

(6) 一般社団法人富士見町開発公社

公の施設の名称 川崎市八ヶ岳少年自然の家

施設の概要

設置目的	恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛練し、もって健全な少年の育成を図るため。
設置場所	長野県諏訪郡富士見町境字広原12, 067番地482
主な事業内容	1 団体宿泊訓練に関する事。 2 野外観察、自然探究その他自然に親しむ学習指導に関する事。 3 野外活動、体育及びレクリエーションに関する事。 4 市内の少年団体の指導及び育成に関する事。 5 市内の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）その他の教育機関と連絡し、協力する事。 6 その他少年自然の家の設置目的を達成するために必要な事業に関する事。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	2億5,860万円

(7) 川崎市子ども夢パーク共同運営事業体

公の施設の名称 川崎市子ども夢パーク

施設の概要

設置目的	子どもが遊び、及び夢を育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所を提供するとともに、子どもの自主的及び自発的活動を支援することにより、それぞれの子どもの応じた成長及び子どもの地域等における活動への参加の促進を図るため。
設置場所	川崎市高津区下作延5丁目30番1号
主な事業内容	1 子ども（川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年条例第72号。以下「子どもの権利条例」という。）第2条第1号に規定する子どもをいう。以下同じ。）が遊び、及び夢を育む場並びに子どもの活動の拠点及び居場所（子どもの権利条例第27条第1項に規定する居場所をいう。）となるための施設及び設備を利用に供すること。 2 子どもの遊びについての必要な助言その他の支援に関する事。 3 子どもを対象とした文化、芸術、スポーツ、レクリエーション等の各種講座の開催に関する事。 4 子どもの活動を支援するためのボランティアの養成に関する事。 5 子どもの活動に関する情報の収集及び提供に関する事。 6 学校その他の教育機関、青少年教育団体等と連携し、及び協力すること。 7 その他設置目的を達成するために必要な事業に関する事。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	6,965万円

(8) 川崎フロンターレ・東急コミュニティー共同事業体

公の施設の名称 富士見公園

施設の概要

設置目的	良好な都市環境の形成、都市の防災性の向上、スポーツ・レクリエーションの場の提供等により、市民の健康で快適な生活の確保を図るため。
設置場所	川崎市川崎区富士見2丁目地内ほか
主な事業内容	有料施設の利用の承認に関する業務その他の都市公園又はその一部の区域の管理のために必要な業務
指定期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
指定管理料	0円

(9) 株式会社石勝エクステリア

公の施設の名称 川崎市緑化センター

大師公園

施設の概要

ア 川崎市緑化センター

設置目的	都市緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保を図るため。
設置場所	川崎市多摩区宿河原6丁目14番1号
主な事業内容	1 都市緑化に係る相談、指導及び広報活動に関すること。 2 樹木、草花及び種苗の配布及びあっせんに関すること。 3 その他設置目的の達成に必要な業務に関すること。
指定期間	平成27年4月1日から平成32年3月31日まで
指定管理料	4,316万円

イ 大師公園

設置目的	良好な都市環境の形成、都市の防災性の向上、スポーツ・レクリエーションの場の提供等により、市民の健康で快適な生活の確保を図るため。
設置場所	川崎市川崎区大師公園1
主な事業内容	都市公園又はその一部の区域の管理のために必要な業務
指定期間	平成29年4月1日から平成34年3月31日まで
指定管理料	3,700万円

(10) とどろきスポーツ文化パートナーズ

公の施設の名称 川崎市とどろきアリーナ

施設の概要

設置目的	生涯スポーツの振興及び市民文化の向上を図るため。
設置場所	川崎市中原区等々力1番3号
主な事業内容	1 施設及び設備を利用に供すること。 2 スポーツの指導及び助言に関すること。 3 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 4 各種スポーツ教室の開催に関すること。 5 スポーツの指導者養成のための研修会及び講習会の開催に関するこ と。 6 スポーツに係る情報提供に関すること。 7 その他設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から平成30年3月31日まで(第3期) 平成30年4月1日から平成32年3月31日まで(第4期)
指定管理料	2億5,680万円

(11) S E L F 高津スポーツセンター事業体

公の施設の名称 川崎市高津スポーツセンター

施設の概要

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もっ て市民の心身の健全な発達を図るため。
設置場所	川崎市高津区二子3丁目15番1号
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関すること。 2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 3 各種スポーツ教室の開催に関すること。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関するこ と。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関 すること。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	4,661万円

(12) フクシ・ハリマ共同事業体

公の施設の名称 川崎市宮前スポーツセンター

施設の概要

設置目的	市民のためにスポーツの普及及び振興に関する各種の事業を行い、もって市民の心身の健全な発達を図るため。
設置場所	川崎市宮前区犬蔵1丁目10番3号
主な事業内容	1 スポーツの指導及び助言に関すること。 2 スポーツ及び体力についての相談に関すること。 3 各種スポーツ教室の開催に関すること。 4 スポーツの指導者育成のための研修会及び講習会の開催に関すること。 5 スポーツのために施設及び設備を利用に供すること。 6 その他スポーツセンターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
指定管理料	3,401万円